

中原区自主防災組織連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における町内会・自治会の自主防災組織が果たしている役割の重要性にかんがみ、区内の各自主防災組織相互の連携を密にし、自主防災体制を充実、強化することを目的として、中原区自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織相互及び区その他団体との連絡調整に関する事
- (2) 地震等に関する災害対策に関する事
- (3) 災害発生時における情報収集伝達対策に関する事
- (4) 防災意識の啓発に関する事
- (5) 防災訓練の実施に関する事
- (6) 自主防災組織の防災資器材の整備に関する事
- (7) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、区内の各自主防災組織の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監査 2名
 - (5) 理事 若干名
- 2 会長は、中原区町内会連絡協議会会長があたり、副会長、会計及び監査は理事の互選により選出する。
- 3 理事は、中原区町内会連絡協議会会長並びに小杉、大戸、住吉、玉川、丸子の5地区から選出された委員及び各中学校区ネットワーク連絡会議代表者をもって充てる。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、役員及び委員をもって構成し、会長がこれを召集する。
- 3 会長は必要に応じ、役員会を召集することができる。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席により成立し議決はその過半数の同意を得なければならない。

(役員の仕事)

- 第6条 会長は協議会を統括し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、これを代行する。
- 2 会計は、協議会の会計事務をつかさどる。
 - 3 監査は、協議会の会計事務を監査する。
 - 4 理事は、役員会において、協議会の運営に必要な事項を審議する。
 - 5 会長は必要があると認めた時は、委員及び委員以外の者を役員会に、委員以外の者を総会へ参加させ、意見を聴くことができる。

(地区会議)

第7条 協議会に、地区会議として防災ネットワーク連絡会議と避難所運営会議を設けることができる。

- 2 防災ネットワーク連絡会議は、地域防災拠点としての各市立中学校に設け、避難所運営会議は避難所としての市立小・中学校及び高等学校並びに聾学校ごとに設ける。
- 3 地域防災拠点（各中学校区）を構成する避難所は、別表のとおりとする。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、中原区役所危機管理担当に置く。

- 2 事務局長は副区長とする。
- 3 事務局次長は危機管理担当課長とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成8年9月18日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成20年5月27日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成22年5月25日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年5月29日から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月28日から適用する。

別表（第7条関係）

地域 防災拠点	避難所	所在地
今井 中学校区	今井中学校	今井仲町 7-1
	住吉小学校	木月祇園町 17-1
	今井小学校	今井西町 3-18
西中原 中学校区	西中原中学校	下小田中 2-17-1
	大戸小学校	下小田中 1-4-1
	大谷戸小学校	上小田中 1-27-1
	新城小学校	下新城 1-15-1
	豊学校	上小田中 3-10-5
宮内 中学校区	宮内中学校	宮内 4-13-1
	宮内小学校	宮内 2-4-1
	中原小学校	小杉御殿町 1-950
住吉 中学校区	住吉中学校	木月住吉町 27-1
	菟宿小学校	菟宿 25-1
	木月小学校	木月 4-53-1
	東住吉小学校	木月住吉町 1-11

地域 防災拠点	避難所	所在地
井田 中学校区	井田中学校	井田杉山町 11-1
	下小田中小学校	下小田中 3-35-1
	井田小学校	井田中ノ町 29-1
玉川 中学校区	玉川中学校	中丸子 562
	玉川小学校	北谷町 32
	下沼部小学校	下沼部 1955
	橘高等学校	中丸子 562
平間 中学校区	平間中学校	上平間 1368
	下河原小学校	上平間 585
	平間小学校	上平間 1480
中原 中学校区	中原中学校	小杉陣屋町 1-24-1
	西丸子小学校	小杉陣屋町 2-19-1
	上丸子小学校	上丸子八幡町 815
	小杉小学校	小杉町 2-295-1